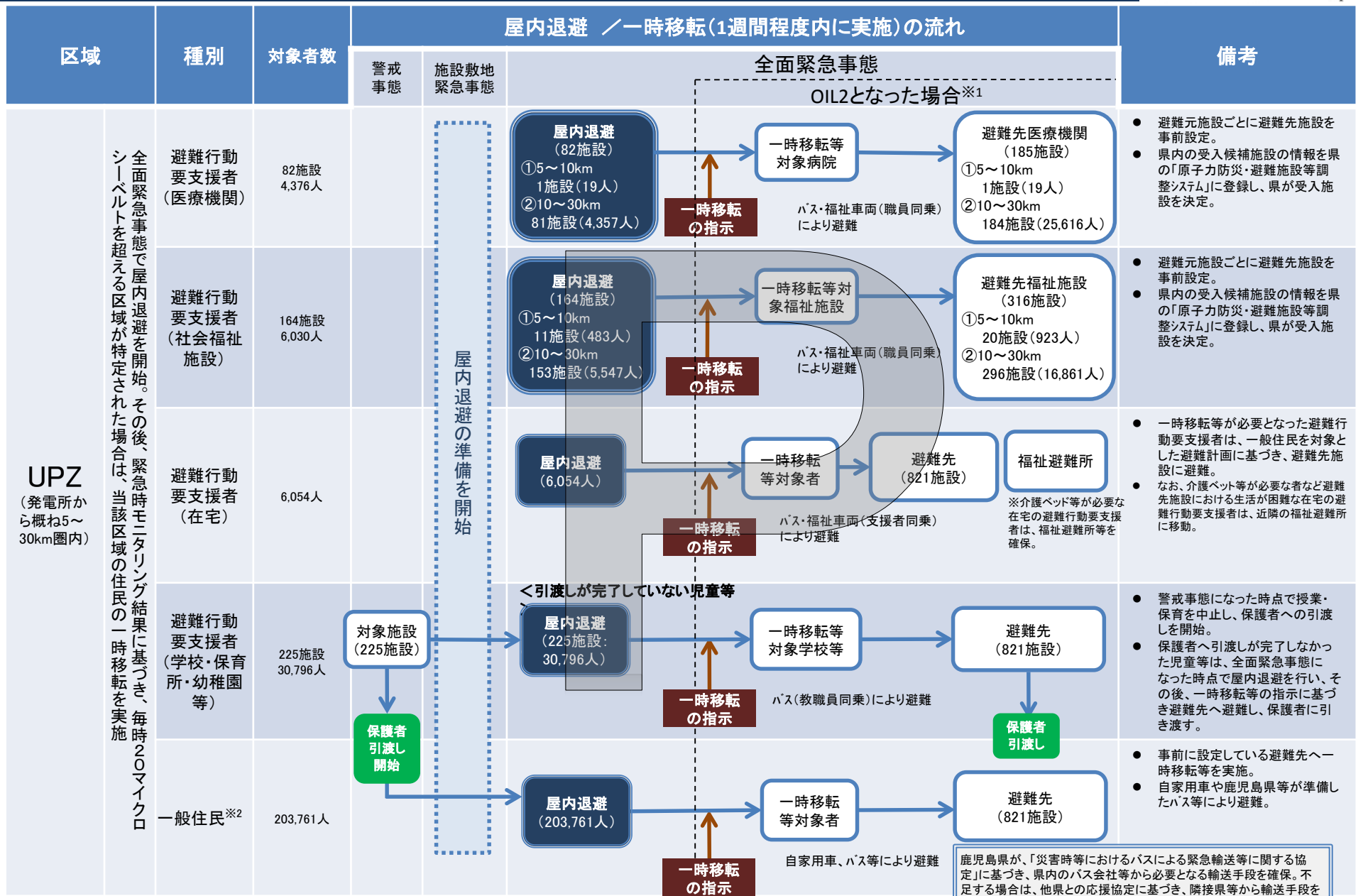


※2 一般住民の対象者数は、PAZ内住民の人口。

川内地域の緊急時対応 (概要版) ③UPZにおける屋内退避・一時移転の考え方



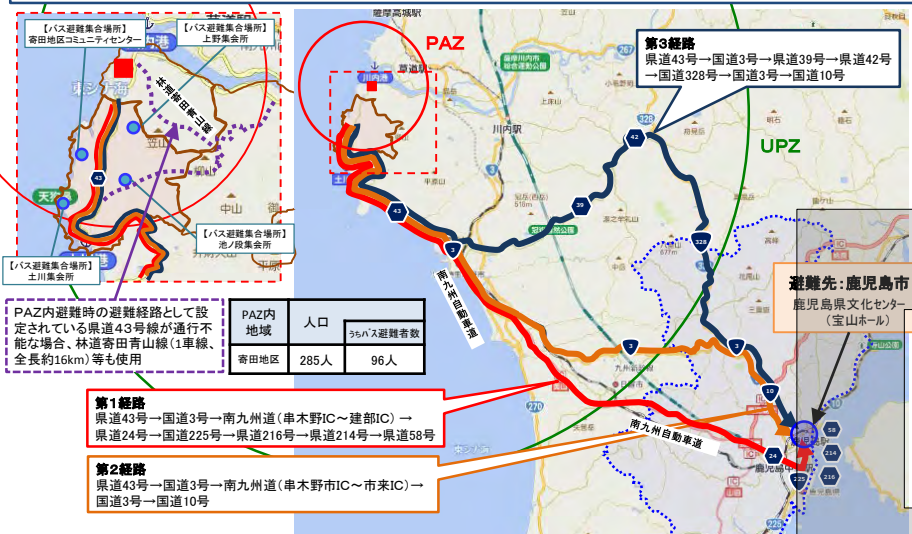
※2 一般住民の対象者数は、UPZ内住民の人口。

鹿児島県が、「災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」に基づき、県内のバス会社等から必要となる輸送手段を確保。不足する場合は、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を確保。鹿児島県が確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し協力を要請し、必要な輸送能力を確保。

川内地域の緊急時対応（概要版） ④住民の安全確保に向けた主な対策（1）

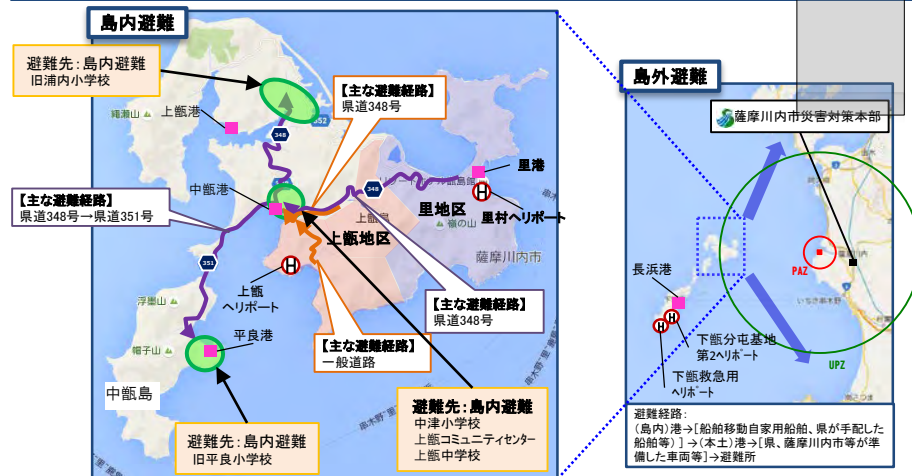
1. 避難経路の複数化

- ▶ 新たに開通した区間を含めた、南九州西回り自動車道を避難経路として新たに追加（下図の第1経路）。
- ▶ PAZ内（滄浪地区及び寄田地区）の避難経路として設定されている県道43号線が通行不能な場合として、林道寄田青山線等の使用を明記。



2. 離島の島外避難等防護措置

- ▶ 県は、PAZ内の避難の実施に合わせ、UPZ外の住民に対し、必要に応じて、屋内避難を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。また、万が一、島内避難ができない場合に備え、本土への避難の検討を行う。
- ▶ 避難の際は、自家用の遊漁船等の利用又は県が薩摩川内市からの依頼に基づき、第十管区海上保安本部、自衛隊、フェリー及び高速船の運航者等に要請し、手配した船舶等により避難を行う。

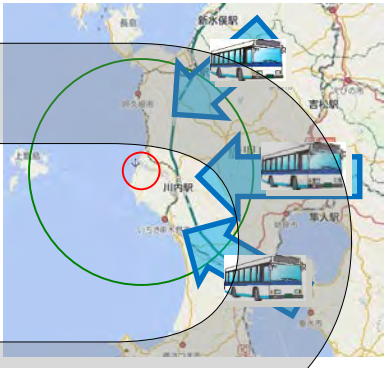


※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合は、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

3. バス協会との協定に基づく輸送手段の確保

- ▶ 鹿児島県は、原子力災害時における輸送手段の円滑な確保のため、平成27年6月に公益社団法人鹿児島県バス協会と「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」を締結。
- ▶ 万が一、鹿児島県内の輸送手段では不足する場合には、他県とのおおよ遠協定にも続き、隣接権等から輸送手段を確保する。

協力事業者	保有台数（台）
33社	約1,400



災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定（平成27年6月26日）

- 【対象】**
公益社団法人鹿児島県バス協会
- 【協力内容】**
- ①被災者（滞留者を含む）及び救援者等の輸送業務
 - ②ボランティアの輸送業務
 - ③災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務
 - ④その他必要なバスによる支援業務

九州・山口9県災害時応援協定（平成23年10月31日）

- 【対象】**
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県
- 【応援内容】**
- ①職員の出遣
 - ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ③施設施設及び住宅の提供
 - ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
 - ⑤医療支援
 - ⑥その他応援のために必要な事項



4. 原子力災害時における医療体制の連携・強化

- ▶ 放射性物質による汚染や被ばく状況に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター ※国が指定
【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人長崎大学等が実施】

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行うほか、平時から原子力災害拠点病院へ研修、指導、助言を行う。

支援

原子力災害拠点病院 ※県が指定
【1医療機関（鹿児島大学病院）】

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。



協力

原子力災害医療協力機関 ※県が登録
【14医療機関（鹿児島市立病院、鹿児島医療センター他）・16団体（県内各保健所他）】

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。

- ※本地図は鹿児島本土のみの協力機関を記載しているが、その他、種子島医療センター及び県立大島病院も含まれる。
- （凡例）
- ：原子力災害拠点病院
 - ：原子力災害医療協力機関（医療機関のみ）
 - ：その他、被ばく医療対策施設